

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月18日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第14号

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を次のように改正する。

第24条第1項第1号中「70歳以上の者で」を削る。

第41条第3項中「第2号」を「第3号」に改め、「提示をもって、身体障害者手帳」の右に「及び療育手帳」を加える。

附 則

この改正規程は、令和4年3月19日から施行する。ただし、第24条第1項第1号の規定は、令和4年10月1日から施行する。

(交通局企画総務部営業調査課)